

プロジェクト課題活動実績

課題名：仁保・小鯖地域における法人間連携による持続可能な営農体制の構築

山口農林水産事務所農業部 チーム員：岡本美智恵、大永美由紀、友廣大輔、
礒部敏之、河崎慎一郎、寺下知美

<活動事例の要旨>

- ・高齢化、後継者不足の対応が喫緊である山口市仁保地域と小鯖地域それぞれの農事組合法人等の経営体を対象として、令和4年度に資源点検、令和5年度には連合体設立検討を行った。
- ・連合体設立には至らなかったが、意見交換の中で法人運営や農地維持の危機感から地域営農体制を検討したいという意向がみられた。
- ・そこで両地区の実情に応じた法人連携活動を模索し、持続可能な営農のしくみづくりを支援した結果、仁保地区においては解散する法人から大規模経営体へのスムーズな農地移行に向けた支援を行うとともに、小鯖地域においては機械の共同利用に関するルールが策定され、運用された。
- ・また各法人の経営強化を図るため、水稻や麦の単収向上に向けた技術指導を行った。

1 普及活動の課題・目標

- ・仁保・小鯖地域では、平成28年度から集落営農法人をはじめとした地域の担い手により、地域農業の維持・継続に向けた、既存法人の広域連携」について意見集約等が行われてきた。
- ・その後も高齢化による担い手不足・後継者不足は引き継ぎの課題であり、年々深刻さを増していることから、令和4年に改めて資源点検調査を実施し、状況を把握したところ、法人連合体の設立意欲は低いものの、地域が一体となった営農体制を検討したいという意向が多かった。
- ・そこで、地域農業の維持・継続に向け、各地区の状況に応じた「法人間連携体制の構築」を目指し、関係機関と一体となって仁保・小鯖各地区での法人連携を模索することとした。
- ・また、麦の低収量が法人の経営に大きく影響しているため、単収向上に向けた技術支援を行う。

2 普及活動の内容

(1) 法人間連携体制の構築

ア 関係機関検討チームでの連携体制・事業内容案の検討

山口市北部地域(仁保・小鯖)では、月に一回、市、JA、農業部による営農推進会議を開催しており、昨年度からこの会議の場を利用し情報共有や取り組み方針の協議を実施する検討チームとした。

今年度は、法人間連携体制の構築に向けて、連携体制や連携事業案の検討、現場との調整状況の共有と今後の対応に向けて協議を行った。

イ 小鯖地域での法人連携の取組

- ・小鯖地域では経営規模が10～20a程度の小規模な集落営農法人5法人与株式会社1法人が主に地域の農業を担っており、このうち連携意向のある4法人を対象に

ヒアリングを実施した。

- ・個別ヒアリングでは、令和4年度に実施した人材点検をもとにその後の人材等の動きや各地域での連携が必要な事項について聞き取りを実施した。また機械の所有状況、稼働状況、作業料金体系等についても把握し、法人間連携体制の方向性の検討の参考とした。
- ・検討チームや各法人との調整を行った結果、連携の意向がある3法人を対象に「小鯖地区法人意見交換会」を実施。機械故障時のセーフティネットの構築について協議し、うち2法人間で「緊急時における農業機械相互利用のルール」を運用することになった。また各法人の近況や困りごとについて情報交換の場となった。
- ・事前ヒアリング時に、今後法人を担う人材がいらないことが共通の事項であったことから、地域内人材の発掘や他出した家族等の意向を確認する人材点検の実施について提案を行った。また外部人材の活用の可能性も模索し、人材派遣会社の農業への派遣システムについても情報収集及び提供を行ったが、双方とも取組には至らなかった。



【意見交換会の様子】

小鯖地区緊急時における農業機械相互利用のルールについて	
1 目的	農業機械の故障により農作業に支障をきたす事態に対応するため、地域内の法人間の連携による機械の相互利用に係る必要事項を定める。
2 対象機械	(1) 田植機 (2) コンバイン (3) トラクター（アタッチメントの借り入れについては、別途協議する）
3 相互利用に係る留意事項	(1) 機械を借りる際は、借り手・貸し手側の両者が立ち会い、対象機械の状態、懸念事項、操作方法、終了後の点検箇所、清掃箇所等について確認を行う。 (2) 運搬、移動は借り手側が行う。 (3) 燃料は、貸し手側が満タンにして貸し、借り手側は満タンにして返す（緊急時、満タン入れが困難な場合は、別途協議する）。 (4) 作業中に、トラブル等で故障したら借り手側が責任を持つ。なお、機械所有者の保険に係る費用負担については、別途協議した上で決定する。 (5) 終了後は点検、清掃して元の場所に返し、借り手・貸し手側の両者が立ち会う。
4 機械の賃借料金	双方協議の上、決定する。
5 その他	この取り決めに定めるもののほか、必要な事項は借り手・貸し手側双方が協議を行う。
6 実施時期	本取り決めは、令和6年8月28日から実施する。

【農業機械相互利用のルール】

ウ 仁保地域での法人連携の取組

- ・仁保地域には集落営農法人4法人、株式会社1法人、大規模認定農業者が主に地域の農業を担っている。
- ・仁保地域においては、各法人がそれぞれ周辺農地を守ると意識が根強いことから、モデル地区として設定し、連携システムを構築することとした。
- ・そのような中、解散意向を示した農事組合法人が耕作する農地を大規模個人農家が引継ぎその農地を耕作していく意向を示された事案があったことから、この取り組みを担い手の移行のモデルとして支援を行った。
- ・具体的には、法人から大規模個人農家へのスムーズな農地移行に向けたスケジュールや手続きの整理や、解散する法人のうち当面耕作が可能な者を労働力として活用していく仕組みを検討するため、専門家派遣を行った。

（2）法人等の経営強化

ア 水稻の単収向上に向けた取り組み

- ・定点調査を行い、生育状況や管理情報を提供した。

イ 麦の単収向上に向けた取り組み

- ・ JA と共に巡回指導を行い、適切な作業管理について情報提供を行った。
- ・ 令和 7 年度栽培に向けた講習会で、低収要因であるコムギ縞萎縮病およびコムギ黄斑病対策について対策を説明した。
- ・ 縞萎縮病抵抗性品種せとのほほえみ実証ほを 2 か所設置し、調査を行った。



【コムギ縞萎縮病発生圃場】



【コムギ縞萎縮病発生状況調査】

3 普及活動の成果

(1) 関係機関が連携し法人間連携について協議できる体制が定着

- ・ 定期的実施される地域推進会議において、各機関のもつ情報や課題を共有し、活発な意見交換と議論の深化ができた。それにより、現場の状況に即した取り組みを推進することができた。

(2) 法人間連携体制の構築

【小鯖地区】

- ・ 過去実施した資源点検結果を用いて、法人と関係機関がともに再点検したことは、法人内部及び関係機関がお互いに状況を客観視し、危機感を共有する契機とすることができた。
- ・ 地域内で定期的に意見交換の場を持つことで、継続協議への雰囲気醸成できた。近隣法人とはいえ、複数理事同士の協議の場はあまりなく、意見交換会では機械共有ルールに限らず幅広い情報交換の場となった。今後も共通課題をテーマとした研修や協議の場を持つ基盤ができた。
- ・ 2 法人間ではあるが、緊急時の機械貸借のセーフティネットを構築できた。

【仁保地区】

- ・ 農地継承について、今後のスケジュールや実施すべき手続き等を整理し、双方で共有することができた。
- ・ また、大規模個人農家が解散する法人の構成員を活用していく上で検討すべき課題（業務委託の方法や農作業中の保険等）を把握することができた。

(3) 法人経営の安定化

- ・ 麦のタンパク質含有率が向上した。
- ・ 指導した結果、各法人が、縞萎縮病対策として圃場転換を、黄斑病対策として代かき湛水を実施した。
- ・ 新品種（せとのほほえみ）の導入試験について、法人の関心は高く栽培意欲につながっている。

4 今後の普及活動に向けて

- ・各地域において経営体間の協議や研修を継続し、地域の実情に応じた持続可能な営農体制を模索する。
- ・小鯖地域においては、法人の共通課題である麦の単収や品質向上を軸に研修会等開催し、経営改善および連携体制の継続を目指す。
- ・仁保地域においては、集落営農法人から大規模認定農業者へ農地継承を行うための協議や課題整理等を引き続き支援する。また継承により規模拡大する経営体の支援を実施し、円滑な農地移行のモデルとする。